

令和4年第12回議事録

黒石市農業委員会

議 事 録

1 開催日時 令和4年12月16日(金) 午前8時52分～午前9時14分

2 開催場所 黒石市産業会館4階 大会議室

3 出席委員 (13人)

会 長	11番	木 立 康 行	
会長職務代理者	10番	佐 藤 孝 文	
委 員	1番	佐 藤 陽 介	2番 今 隆 俊
	3番	石 澤 孝 知	4番 長 内 康 之
	5番	木 村 功	6番 高 橋 英 子
	7番	工 藤 勝 彦	8番 大 平 成 年
	9番	工 藤 元 伸	12番 佐 藤 国 雄
	13番	佐 山 秀 夫	

4 欠席委員 (0人)

5 出席農地利用最適化推進委員 (5人)

・浅瀬石・迫子野木地区	佐 藤 仁	・黒石地区	高 木 一 弥
・沖揚平・厚目内地区	森 山 栄 治	・六郷地区	加 藤 浩 揮
・中野地区	櫻 庭 太 志		

6 欠席農地利用最適化推進委員 (1人)

・山形地区	山 口 貴 佳
-------	---------

7 議事参与の制限委員 (0人)

8 付議案件

報告第25号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
議案第51号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第52号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第53号	農用地利用集積計画の決定について
議案第54号	非農地証明申請について

9 事務局職員	事務局長	中 田 憲 人
	事務局長補佐	工 藤 英 樹
	農政農地係長	福 士 博 幸
	主 査	山 田 和 晶
	主任主事	齋 藤 伸 恵

中田事務局長	定刻前ですが、本日、出席予定の皆様がお揃いになりましたので、会議を始めさせていただきます。 本日は、山口貴佳推進委員から欠席の連絡が入っております。 それでは、会議規則第4条の規定により、会長に議長を務めていただき進めてまいります。よろしくお願いします。
議 長	(開会のあいさつ) 黒石市農業委員会憲章の唱和を、佐藤孝文職務代理者にお願いします。
職 務 代 理 者	ご起立願います。 私が読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 黒石市農業委員会憲章 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。
議 長	ただいまから、令和4年第12回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が13人で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。 また農地利用最適化推進委員につきましても、5人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委 員	「議長一任」の声
議 長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、9番工藤元伸委員、10番佐藤孝文委員にお願いします。 書記には事務局の工藤補佐にお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第25号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
齋藤主任主事	報告第25号は、農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 2ページをご覧ください。 令和4年11月受理分は、相続が6件、総面積20,254㎡、田が6筆12,225㎡、平畑が9筆8,029㎡となっております。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、以上で報告を終わります。

	それでは、議案第51号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
齋藤主任主事	議案第51号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。別紙で説明いたします。 今回の申請は、所有権移転が1件です。 4ページをご覧ください。 (1) 所有権移転です。 受付番号37番は、大字花巻字花巻の畑、1, 444㎡のうち、譲渡人2名が相続した4分の1ずつの持分を譲受人へ売買により所有権移転するものです。 現況は平畑で、権利取得後はやさいの栽培が行われます。 以上の申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。 コロナ禍により感染予防対策のため、現地調査は事前に事務局で撮影してきた現地の写真及び職員による状況説明で実施しました。 以上です。
議 長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査を行った、7番工藤勝彦委員に報告をお願いします。
工藤勝彦委員	今回申請があった農地について、去る12月6日、高橋英子委員、森山栄治推進委員、私と事務局を交えて、12月5日に事務局による事前調査で撮影された現地の写真及び現地の状況説明を聞き取りしたこと並びに、申請書及び添付書類等の審査結果を報告します。 (1) 所有権移転です。 受付番号37番は、持分を売買により所有権移転するための申請です。 現況は平畑で、権利取得後は、やさいの栽培が行われます。 今回申請があった1件は、権利を取得することで周辺農地及び農業上の利用において、影響はないものと思われます。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
長内康之委員	この申請は、持ち分2分の1だけですか。
齋藤主任主事	残りの2分の1については、現在、相続の手続きをしております。
長内康之委員	わかりました。

議 長	ほかに質問ございませんか。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第51号は、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第52号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福 士 係 長	議案第52号は、農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。 内容について、別紙6ページから説明いたします。 受付番号17番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は美原町、登記地目は田、現況地目は畑、面積は468㎡、住宅建築用地として、取得し利用したいとのことです。 農地区分は、第三種農地に該当し、建築面積101.87㎡で建蔽率20％を超えるため、問題ないものと思われます。 なお、申請地の詳細については、聞き取り調査を行った委員より報告があります。
議 長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査を行った、7番工藤勝彦委員に報告をお願いします。
工藤勝彦委員	今回、5条申請があった土地について、去る12月6日、高橋英子委員、森山栄治推進委員、私と事務局を交えて、12月5日に事務局による事前調査で撮影された現地の写真及び職員による現地の状況説明の聞き取り、並びに申請書及び添付書類等の審査をした結果を報告します。 受付番号17番は、住宅建築用地と取得し、利用するための申請です。 場所は、黒石東小学校から北東へ約220mに位置しており、周辺の状況は、宅地及び道路です。 申請の理由について聞き取りしたところ、保育園や小学校が近く立地が良い、とのことで、不動産事業者からの紹介物件を取得するため、申請に至ったとのことです。 現地は畑として利用されておりますが、碎石敷き均し整形後、住宅を建築するとのことです。また、雨水排水は地下浸透及び隣接する側溝に放流するとのことで、周辺への影響はないものと思われます。 以上、今回の申請について、聞き取り及び事前調査で撮影された現地写真・事務局職員からの状況説明及び、申請内容等を審査した結果、資金計画、周囲

	の農地への被害防止計画、土地利用計画から判断して、転用することに問題ないものと考えられます。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
長内康之委員	この建物は、車庫も含まれるのですか。
福 士 係 長	今回の申請につきましては、居宅1棟80.77㎡、車庫21.10㎡の合計で、車庫も建物に含まれております。
議 長	ほかに質問ございませんか。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第52号は、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第53号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
山 田 主 査	議案第53号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。 今回の申請は、使用貸借権が1件、賃借権設定が9件、所有権移転が5件です。 別紙8ページから説明します。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号7番は、大字石名坂字村ヨリ西の田、ほか1筆合計8,098㎡を記載の農事組合法人へ農地中間管理事業による10年間の新規設定となります。 9ページへ移ります。 (2) 賃借権設定です。 受付番号87番は、大字黒石字弥九郎の田、10,142㎡を5年間10a当たり15,000円で、再設定するものです。 受付番号88番は、大字境松字村井の田、ほか2筆合計5,865㎡を6年間10a当たり15,000円で、再設定するものです。 受付番号89番は、馬場尻西の田、3,653㎡を3年間10a当たり15,000円で、再設定するものです。

		受付番号90番は、大字黒石字浄光寺の田、3,006㎡を10年間10a当たり13,000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 受付番号91番は、大字黒石字建石の田、5,836㎡を10年間10a当たり13,000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 受付番号92番は、大字浅瀬石字広田の畑、1,986㎡を10年間10a当たり15,000円で、再設定するものです。 受付番号93番は、田中の田、6,657㎡を10年間10a当たり15,000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 受付番号94番は、小屋敷西の田、ほか1筆合計8,507㎡を10年間10a当たり15,000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 受付番号95番は、大字袋字村岡の田、ほか3筆合計2,065㎡を10年間10a当たり10,000円で、再設定するものです。 12ページへ移ります。 (3) 所有権移転です。 受付番号30番は、大字上十川字長谷沢二番田の樹園地、1,130㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号31番は、大字浅瀬石字龍ノ口の樹園地、2,735㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号32番は、大字南中野字小川添の田、ほか1筆合計1,725㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号33番は、大字牡丹平字鱈頭の樹園地、ほか7筆合計5,867㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号34番は、申請人が賃借関係にある大字上十川字大野五番の田、1,754㎡を所有権移転するものです。 以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議	長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委	員	「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第53号は、原案のとおり決定いたします。次に、議案第54号「非農地証明申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
福 士 係 長		議案第54号は、黒石市非農地証明事務取扱要領第3条の規定により、別紙のとおり非農地証明申請書の提出があったので審議を求めるものです。

	別紙１５ページで説明いたします。 受付番号３番の土地表示は、大字袋字白沢、地目は畑、面積は３筆合計１２、３９０㎡で、土地所有者は記載のとおりです。 証明内容は、現況、原野の状況です。 耕作不適又は耕作不便などやむを得ない事情により、概ね１０年以上耕作放棄された農地と思われます。 申請のあった土地については、「農地に復元することが著しく困難である土地」と判定及び確認されることから現況地目は非農地で、非農地証明を交付することに問題ないと思われます。 なお、申請地の詳細については、３条申請の現地調査と同様の方法で現地の確認を行った委員より報告があります。 以上です。
議長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査を行った、７番工藤勝彦委員に報告をお願いします。
工藤勝彦委員	今回、非農地証明を受けたい申し出があった農地について、去る１２月６日、高橋英子委員、森山栄治推進委員、私と事務局を交えて、１２月５日に事務局の現地の状況説明の聞き取りしたこと並びに、申請書及び添付書類等の審査した結果を報告します。 受付番号３番は、原野として非農地証明を受けたいとのことでした。 現地は、農地利用状況調査で遊休農地として判断されており、周辺農地も遊休農地が多い地域です。 申請における土地所有者の申告では、夫が死去してから２０年以上耕作しておらず、今後も耕作しない、とされたそうです。今後も農地に復することはないと思われます。 以上のことから、現況が原野と認められます。 今回、非農地証明を受けたい申し出のあった土地については、非農地であるとの判断することに問題はないものと思われます。 以上です。
議長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委員	「なし」の声
議長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声
議長	ご異議がありませんので、議案第５４号は、原案のとおり決定いたします。 これで、議案の審議が終了いたしました。

以上で、令和4年第12回黒石市農業委員会総会を終了いたします。

午前9時14分 終了

黒石市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年12月16日

議 長 水立 康行

議事録署名者 工藤 元伸

議事録署名者 佐藤 孝久